

## 訂正とお詫び

「韓国刑事訴訟法における証拠目録提示義務規定に関する一考察」(法と政治 64巻4号)において、校了後に訂正箇所が明らかとなりましたので、お詫びの上、下記のとおり訂正申し上げますとともに、執筆者一同謹んでお詫び申し上げます。

現在、法務大臣の諮問に応じて、民事法・刑事法その他法務に関する基本的事項を調査審議するために、「法制審議会―新時代の刑事司法制度特別部会」において様々な議論が進められております。本稿のテーマである検察官手持ち証拠目録提示義務制度は、同部会における大変重要な論点であり、本稿は、上記部会での議論に資する論説を迅速に執筆・公表すべき必要性が高いとの判断に基づき、極めて短期間のタイトなスケジュールでの執筆を余儀なくされました。

このような背景事情をご高察の上、何卒ご容赦いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

## 記

## ○目次

49頁8～9行目「と証拠目録不提示がもたらす不利益」を削除

同12行目「改革と目録」→「改革と証拠目録」

50頁5行目「同条第5項」→「第5項」

同12行目「国民参与制度」→「国民参与裁判制度」

同13行目「証拠開示に」→「証拠開示の範囲に」

同14行目「各種弊害論」→「弊害論」

同22行目「基本理念」→「基本理念と制度」

## ○本文

53頁22行目「開示」→「提示」

69頁22行目「押収品」→「押収物」

71頁注50から77頁注73までの脚注番号を、それぞれ注51から注74に一つずつずらす

76頁1行目「第5項」→「第1項及び第5項」

77頁5行目「(3)」→「(2)」

78頁3行目の注74を削除

88頁14行目「第2項」→「第2節」

95頁13行目「開示」→「提示」

99頁21行目「第2章」→「第3章」

## ○注

109頁3行目(注30)「点と血」→「天と地」

110頁5行目(注35)「厳選」→「源泉」

同25行目(注47)「李・・・・149頁及び白・・・・54頁」→「李・前掲注(38)149頁、白・前掲注(38)54頁及び申東雲『新刑事訴訟法(第4版)』(法文社、2012)778頁」

同28～29行目(注49)「박(社会科学研究)중렬」→「박중렬」

111頁8行目(注54)「前掲注(50)」→「前掲注(51)」

以上